

# ○財団法人滋賀県市町村職員互助会寄付行為

〔昭和 57 年 9 月 1 日〕  
〔滋賀県指令市振第1220号〕

改正 平成13年10月1日滋賀県指令市振第13号  
(題名改称)

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人滋賀県市町村職員互助会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を滋賀県大津市京町四丁目3番38号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、地方自治の振興に協力するとともに、滋賀県下市町村等職員の福祉の増進を図り、もって市町村行政の円滑かつ能率的な運営に寄与し、住民の福祉の向上に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地方自治の振興に寄与する事業
- (2) 住民の福祉に関する協力事業
- (3) 市町村等職員の福利厚生に関する事業
- (4) その他前条の目的を達成するための事業

## 第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種類)

第6条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産

(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

**第7条** 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、止むを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会において理事又は評議員の現在数のそれぞれの4分の3以上の同意を得、かつ、滋賀県知事の承認を得て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

**第8条** この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、又は信託会社に信託し、若しくは国債、公債、その他確実な有価証券に代えて、理事長が保管しなければならない。

(経費の支弁)

**第9条** この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

**第10条** この法人の事業計画及び、これに伴う収支予算は、理事長が作成し、毎年度当該年度開始前に理事会の議決を経て、滋賀県知事に提出しなければならない。

2 前項の規定は、事業計画又は収支予算の変更について準用する。この場合において、前項中「毎年度当該年度開始前」とあるのは、「速やかに」に読み替えるものとする。

(事業報告、収支決算及び財産目録)

**第11条** この法人の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を経て理事会の承認を得なければならない。

(剰余金の処分)

**第12条** この法人の決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経てその全部若しくは一部を基本財産に繰り入れ、若しくは積み立て又は翌年度に繰り越すものとする。

(借入金)

**第13条** 長期借入金（その年度内の収支をもって償還する一時借入金を除く。）の借入れをしようとするときは、理事会の議決を受けなければならない。

(会計年度)

**第14条** この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

**第3章 役員、評議員、会員及び職員**

(役員)

**第15条** この法人に、次の役員を置く。

- |                       |    |
|-----------------------|----|
| (1) 理事長               | 1人 |
| (2) 副理事長              | 1人 |
| (3) 理事(理事長及び副理事長を含む。) | 8人 |
| (4) 監事                | 2人 |

2 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えて登記完了の日から2週間以内に、その旨を滋賀県知事に届け出なければならない。

3 監事に異動があったときは、異動があった日から2週間以内に、その旨を滋賀県知事に届け出なければならない。

(選任)

**第16条** 理事及び監事は、評議員のうちからそれぞれ選挙する。この場合において、市町村長である理事及び監事と市町村長以外の理事及び監事は同数でなければならない。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選により市町村長である理事のうちからそれぞれ選出する。

3 理事及び監事は、互いにこれを兼ねることができない。

(役員職務)

**第17条** 理事長は、この法人を代表し、会務を統轄する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

4 監事は、民法(明治29年法律第89号)第59条に規定する職務を行う。

(役員任期及び解任)

**第18条** 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

4 役員が、この法人の役員としてふさわしくない行為があった場合には、理事会において、理事の現在数の4分の3以上の同意を経て解任することができる。

(評議員の定数、任期等)

**第19条** この法人に評議員を置く。

2 評議員の定数は、26人以内とする。この場合において、市町村長である評議員と市町村長以外の評議員は同数でなければならない。

- 3 評議員の選出は、別に定める。
- 4 評議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 評議員に欠員の生じた場合の補充評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 第18条第4項の規定は、評議員について準用する。この場合において、同項中「役員」とあるのは「評議員」、「理事会」とあるのは「評議員会」、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

**第20条** 評議員は、評議員会を構成し、この寄付行為に規定する事項を審議する。

(会員)

**第21条** この法人に、会員を置く。

- 2 会員は、この法人の目的及び事業の推進に積極的に協力しなければならない。
- 3 会員に関する事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(事務局及び職員)

**第22条** この法人の事務を処理するため事務局を設置し、必要な職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。
- 3 事務局及び職員に関する事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

#### 第4章 会議

(会議の種類)

**第23条** この法人の会議は、理事会及び評議員会の2種とする。

(会議の構成)

**第24条** 理事会は理事をもって、評議員会は評議員をもって構成する。

(理事会の権能)

**第25条** 理事会は、この寄付行為に規定するもののほか、次の事項を議決する。この場合において理事会は、評議員会の意見を尊重しなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 寄付行為に基づく規則、規程の制定及び改廃
- (4) その他この法人の運営に関する重要な事項

(評議員会の権能)

**第26条** 評議員会は、この寄付行為に規定するもののほか、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 寄付行為に基づく規則の制定及び改廃
- (4) その他この法人の運営に関する重要な事項

(会議の開催)

**第27条** 理事会は、理事長が必要と認めたとき、又は理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

2 評議員会は、理事長が必要と認めたとき、又は評議員の3分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(会議の招集)

**第28条** 会議は、理事長が招集する。

2 会議を招集するには、理事又は評議員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、文書をもって通知しなければならない。

(会議の議長)

**第29条** 理事会及び評議員会の議長は、理事長がこれに充たる。

(定足数)

**第30条** 会議は、理事会にあっては理事の3分の2以上の、評議員会にあっては評議員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

**第31条** 会議の議事は、この寄付行為に別に規定するもののほか、出席した理事又は評議員の過半数の同意をもって決する。この場合において、議長は、理事又は評議員として議決に加わる権利を有しない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面の表決等)

**第32条** やむを得ない理由のため、会議に出席することのできない理事又は評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事若しくは評議員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(理事長の専決処分)

**第33条** 理事長は、理事会において議決すべき事項で急施を要し、理事会を招集する暇がないと認めるときは、これを処分することができる。ただし、この場合は次の理事会に報告し、その承認を求めなければならない。

(議事録)

**第34条** 会議の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 理事又は評議員の現在数

(3) 会議に出席した理事又は評議員の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）

(4) 議決事項

(5) 議事の経過

- 2 議事録には、出席した理事又は評議員のうちからその会議において選出された議事録署名人2名以上が議長とともに署名し押印しなければならない。

## 第5章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

**第35条** この寄付行為は、理事会及び評議員会において理事又は評議員の現在数のそれぞれの4分の3以上の同意を経た後滋賀県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

**第36条** この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において理事又は評議員の現在数のそれぞれの4分の3以上の同意を経た後滋賀県知事の許可があったとき解散する。

- 2 解散のときに存する残余財産は、評議員会の同意を経て理事会の議決を得、かつ、滋賀県知事の許可を得て地方公共団体又はこの法人と類似の目的をもつ団体に寄付するものとする。

## 第6章 雑則

(委任)

**第37条** この寄付行為に定めるもののほか、この法人の運営について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

### 付 則

- 1 この寄付行為は、この法人の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第10条第1項及び第25条第1号の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 3 この法人の設立当初の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和58年3月31日までとする。
- 4 この法人は、この寄付行為施行の際、昭和34年4月1日に設立された滋賀県町村職員互助会（以下「旧互助会」という。）の事業及びすべての権利義務を承継する。
- 5 この寄付行為施行の際、現に旧互助会の会員であった者については、引き続き第21条に規定する会員とし、その権利義務を承継する。
- 6 この寄付行為施行の際、現に旧互助会の職員であった者については、引き続き第22条に規定する職員とし、その権利義務を承継する。
- 7 この法人の設立当初における事業運営上必要な諸規則は、第37条の規定にかかわらず設立者の定めるところによる。
- 8 この法人の設立当初の役員及び評議員は、第15条、第16条及び第19条の規定にかかわらず、次のとおりとし、その任期は、第18条及び第19条の規定にかかわら

ず、昭和57年11月30日までとする。

理事長	山本忠八
副理事長	土山久司
理事	西山久治郎
理事	早瀬憲治
理事	澤井功
理事	森田利雄
監事	江菅啓
監事	川嶋昭吾
評議員	田中實
評議員	万木英一郎
評議員	藤井逸忠
評議員	服部絢夫
評議員	森嶋正雄
評議員	小杉太郎
評議員	小林清一郎
評議員	山川茂
評議員	河路英二
評議員	前田健司
評議員	磯野長三郎
評議員	中瀬八郎
評議員	西田萬世
評議員	和波繁昌
評議員	中村莊三
評議員	岡田勉
評議員	岸田治剛
評議員	田窪勝英

付 則（平成13年10月1日滋賀県指令市振第13号）

この寄付行為の変更は、滋賀県知事の認可の日から施行し、平成13年10月1日から適用する。

# 役員名簿

(平成21年3月26日現在)

役職名	氏名	備考
理事長	谷 畑 英 吾	湖 南 市
副理事長	村 西 俊 雄	愛 荘 町
理 事	國 松 正 一	栗 東 市
理 事	久 保 久 良	多 賀 町
理 事	國 松 康 博	栗 東 市
理 事	平 林 秀 樹	甲 賀 市
理 事	山 口 昌 和	豊 郷 町
理 事	小 川 圭 子	米 原 市
監 事	山 内 健 次	虎 姫 町
監 事	熊 谷 賢 治	高 島 市

任期：平成22年12月7日まで

# 平成21年度事業報告書

## [ 1 ] 総 括

### 1 平成21年度末現在の加入市町村等の数について

(単位:人)

区 分	平 成 2 1 年 度			前年度決算との比較	
	事業計画(A)	決 算 (B)	比較(B)-(A)	前年度決算(C)	比較(B)-(C)
市 町	12	12	0	19	7
一部事務組合	15	15	0	18	3
広 域 連 合	1	1	0	1	0
その他の団体	4	4	0	4	0
合 計	32	32	0	42	10

脱退: 虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町、伊香郡病院組合、伊香郡衛生プラント組合、伊香郡民会館管理組合、安土町

### 2 平成21年度末現在の会員数、給料月額及び平均給料月額について

(単位:人・円)

区 分	平 成 2 1 年 度			前年度決算との比較	
	事業計画(A)	決 算 (B)	比較(B)-(A)	前年度決算(C)	比較(B)-(C)
会 員 数	5,460	5,461	1	6,423	962
給料月額	1,705,158,000	1,704,000,390	1,157,610	2,023,017,829	319,017,439
平均給料月額	312,300	312,031	269	314,965	2,934

### 3 平成21年度における給料月額に対する掛金・負担金の割合(財源率)について

(単位:千分率)

区 分	平成21年度(A)	平成20年度(B)	前年度決算との比較(A)-(B)
掛 金	5	5	0
負 担 金	5	5	0
合 計	10	10	0

### 4 平成21年度における役職員及び互助会に使用された者の数について

(単位:人)

区 分	平成21年度(A)	平成20年度(B)	前年度決算との比較(A)-(B)
理 事 長	1	1	0
副理事長	1	1	0
理事(理事長・副理事長を含む。)	8	8	0
監 事	2	2	0
評 議 員(理事・監事含む。)	16	18	2
職 員	5	5	0

(注) 平成22年1月1日付け評議員定数を改正した。(改正前は、18人である。)

5 平成21年度における理事会等の開催について

(1) 理事会

開催年月日	事項
平成21年 5月29日 (第113回)	<p>議案第1号 専決処分につき承認を求めることについて(財団法人滋賀県市町村職員互助会職員規程の一部を改正する規程)</p> <p>議案第2号 専決処分につき承認を求めることについて(財団法人滋賀県市町村職員互助会職員の給与に関する規程の一部を改正する規程)</p> <p>議案第3号 平成20年度事業報告及び収支決算につき承認を求めることについて</p> <p>議案第4号 財団法人滋賀県市町村職員互助会職員の給与に関する規程の一部を改正する規程について</p>
平成21年10月26日 (第114回)	<p>報告事項1 家庭用常備薬等の配布について</p> <p>報告事項2 設立50周年記念事業について</p> <p>協議事項1 平成21年度変更事業計画及び補正収支予算(第1号)の要旨について</p> <p>協議事項2 財団法人滋賀県市町村職員互助会運営規則の一部改正について</p> <p>協議事項3 新法人移行スケジュールについて</p> <p>協議事項4 新法人移行に関する問題点等の整理について</p> <p>協議事項5 新法人移行までの運営方針等について</p> <p>協議事項6 財団法人滋賀県市町村職員互助会資産運用規程の一部改正について</p>
平成21年12月21日 (第115回)	<p>議案第1号 専決処分につき承認を求めることについて(財団法人滋賀県市町村職員互助会職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程)</p> <p>議案第2号 財団法人滋賀県市町村職員互助会運営規則の一部改正について</p> <p>議案第3号 財団法人滋賀県市町村職員互助会の所属所に関する規程の一部改正について</p> <p>議案第4号 財団法人滋賀県市町村職員互助会資産運用規程の一部改正について</p> <p>議案第5号 平成21年度変更事業計画及び補正収支予算(第1号)について</p> <p>議案第6号 新法人移行スケジュールについて</p> <p>議案第7号 新法人までの運営方針について</p>
平成22年 2月 5日 (第116回)	<p>協議事項1 平成21年度変更事業計画及び補正収支予算(第2号)の要旨について</p> <p>協議事項2</p>

	<p>運営方針等検討委員会結果報告について 協議事項3 平成22年度事業計画及び予算作成に当たっての基本的事業について 協議事項4 新法人移行に関する問題点等の整理と対策検討について</p>
平成22年 2月23日 (第117回)	<p>議案第1号 平成21年度変更事業計画及び補正収支予算(第2号)について 議案第2号 平成22年度事業計画及び予算について 議案第3号 財団法人滋賀県市町村職員互助会運営規則の一部改正について</p>

(2) 評議員会

開催年月日	事 項
平成21年 5月29日 (第91回)	<p>議案第1号 平成20年度事業報告及び収支決算の承認について</p>
平成21年12月21日 (第92回)	<p>議案第1号 財団法人滋賀県市町村職員互助会運営規則の一部改正について 議案第2号 平成21年度変更事業計画及び補正収支予算(第1号)について 議案第3号 新法人移行スケジュールについて 議案第4号 新法人移行までの運営方針について 役員の補欠選挙について 監事の補欠選挙(1名)</p>
平成22年 2月23日 (第93回)	<p>議案第1号 平成21年度変更事業計画及び補正収支予算(第2号)について 議案第2号 平成22年度事業計画及び予算について 議案第3号 財団法人滋賀県市町村職員互助会運営規則の一部改正について</p>

(3) 監 査

開催年月日	事 項
平成21年 5月19日	平成20年度決算監査
平成21年11月 6日	平成21年度上半期業務監査

(4) 事務担当者会議

開催年月日	事 項
平成21年 7月17日	平成21年度事務担当者会議(互助会事務手続等について)

(5) 市町村職員互助団体研究会関係

開 催 年 月 日	事 項
平成21年 4月17日	全国市町村職員互助団体連絡協議会平成21年度(第26回)総会<東京都>
平成21年 6月10日	平成21年度東海近畿地区市町村職員互助団体業務研究会<京都府>
平成21年 7月14日	全国市町村職員互助団体連絡協議会平成21年度事務研修会<福岡県>
平成21年 9月24日	第66回西日本地区市町村互助団体業務研究会<愛媛県>
平成21年10月15日	全国市町村職員互助団体連絡協議会平成21年度業務研究会<茨城県>

(6) その他

開 催 年 月 日	事 項
平成22年 1月18日	運営方針等検討委員会

[ 2 ] 事 業

一 一 般 会 計

1 公益事業について

財団法人滋賀県市町村職員互助会講演会等開催費用助成金交付規則(平成17年規則第3号)に基づき、19市町を対象に実施し、17市町に677,980円(実施に要した費用の範囲内で、1市当たり6万円、1町当たり3万円を限度)を助成した。

2 給付事業について

財団法人滋賀県市町村職員互助会給付規則(昭和57年規則第2号)に基づき、次のとおり給付した。  
(単位:円・件)

種 類	平成21年度		平成20年度		比較(A)-(B)
	決算額(A)	件数	決算額(A)	件数	
会員医療補助金	22,991,800	2,507	30,623,000	3,959	7,631,200
療養費分	20,276,800	2,418	27,169,300	3,839	6,892,500
室料差額分	2,715,000	89	3,453,700	120	738,700
家族医療補助金	11,843,600	1,084	12,897,700	1,426	1,054,100
療養費分	10,370,700	1,009	11,086,100	1,330	715,400
室料差額分	1,472,900	75	1,811,600	96	338,700
結 婚 祝 金	5,480,000	137	6,160,000	154	680,000
出 産 祝 金	9,360,000	312	8,850,000	295	510,000
入 学 祝 金	13,100,000	524	12,640,000	507	460,000
小 学 校	5,240,000	262	5,140,000	257	100,000
中 学 校	7,860,000	262	7,500,000	250	360,000
せ ん 別 金	254,304,362	1,141	114,737,609	432	139,566,753
会員特別給付金	5,360,000	268	2,140,000	107	3,220,000
弔 慰 金	3,500,000	6	5,200,000	9	1,700,000
家族弔慰金	3,780,000	125	3,900,000	139	120,000
配 偶 者	450,000	3	300,000	2	150,000
扶 養 家 族	120,000	4	630,000	21	510,000
同居の子・父母	2,600,000	87	2,270,000	79	330,000
同居の家族	610,000	31	700,000	37	90,000
非常災害見舞金	0	0	50,000	1	50,000
長期療養会員見舞金	600,000	60	470,000	47	130,000
永年在会祝金	15,690,000	379	16,270,000	372	580,000
20(8)年	4,890,000	163	4,710,000	157	180,000
30(12)年	9,300,000	186	9,350,000	187	50,000
40(16)年	1,500,000	30	2,210,000	28	710,000
合 計	346,009,762	6,543	213,938,309	7,448	132,071,453

### 3 厚生事業について

#### (1) 銀婚慶祝

財団法人滋賀県市町村職員互助会銀婚慶祝規則(昭和57年規則第4号)に基づき、記念品を次のとおり贈呈した。

(単位:円・件)

記念品の種類	平成21年度		平成20年度	
	金額	件数	金額	件数
日本旅行UCギフトカード	1,160,000	29	1,400,000	35
JTB旅行券	2,080,000	52	1,860,000	47
農協観光N-Tour旅行券	440,000	11	320,000	8
近畿日本ツーリストギフトカード	1,960,000	49	2,200,000	55
計	5,640,000	141	5,780,000	145

#### (2) 家庭用常備薬等配布

財団法人滋賀県市町村職員互助会家庭用常備薬等配布規則(昭和57年規則第5号)に基づき、1人当たり2,100円を限度に家庭用常備薬等を次のとおり会員に無償配布した。

区分	平成21年度	平成20年度
対象者数	6,343人	6,449人
申込者数	6,317人	6,413人
配布費用	13,148,824円	13,343,467円
1人当たりの配布費用	2,081.5円	2,080.7円

#### (3) ドック補助金

財団法人滋賀県市町村職員互助会ドック補助金交付規則(平成18年規則第5号)に基づき、ドック補助金を次のとおり交付した。

(単位:円・件)

ドックの種類	平成21年度		平成20年度	
	金額	件数	金額	件数
日帰り人間ドック	1,608,800	81	1,518,200	76
1泊2日以上人間ドック	4,160,000	104	5,040,000	126
脳ドック	1,863,900	94	1,862,400	95
計	7,632,700	279	8,420,600	297

#### (4) スポーツ・文化事業

財団法人滋賀県市町村職員互助会スポーツ事業及び文化事業の実施に関する要綱(平成15年要綱第1号)に基づき、次のとおり実施した。

##### ア. 硬式テニススクール(スポーツ事業)

次のとおり硬式テニススクールを計画し参加者を募集したが、参加申込の結果、最少催行人数(15名)に達しなかったため募集期間を延長し再募集したが、最少催行人数に達しなかった(9名)ため、中止することとした。

期日：平成21年11月1日(日)及び11月15日(日) <2日間>

場所：大津プリンスホテルテニスコート

定員：30名(最少催行人数15名)

イ.文化事業

(単位:件・枚・円)

区 分	施 設 名 等	申込件数	補助枚数	補助金額
映画鑑賞券	アレックスシネマ	273	756	151,200
	ワーナー・マイカルシネマズ	354	1,150	230,000
観劇チケット等	劇団四季(7公演)	93	170	224,090
	びわ湖ホール自主公演(9公演)	17	26	35,450
	大津市民会館自主公演(5公演)	40	72	79,880
	KEIBUN<しがぎん経済文化センター>(4公演)	8	14	17,600
	梅田芸術劇場(7公演)	15	27	47,250
	滋賀レイクスターズ	21	31	10,450
	その他(6公演)	38	61	56,400
合 計		859	2,307	852,320

(注) 映画鑑賞券は1人当たり1年度5枚まで、他の催事については1催事につき1人2枚まで。

(5) リフレッシュ事業

財団法人滋賀県市町村職員互助会リフレッシュ事業の実施に関する要綱(平成20年要綱第1号)に基づき、施設利用につき次のとおり補助した。

(単位:件・円)

施 設 名 等	平成21年度			平成20年度		
	補助額	件数	金額	補助額	件数	金額
ユニバーサル・スタジオ・ジャパン	2,500	196	490,000	1,500	189	283,500
東京ディズニーランド/ディズニーシー	2,500	324	810,000	2,500	384	960,000
合 計	- -	520	1,300,000	- -	573	1,243,500

(注) ユニバーサル・スタジオ・ジャパンは、「バリュアブル・アカウント・プログラム契約」、東京ディズニーランド/ディズニーシーは、「特別団体契約」を利用して実施。それぞれ会員1人につき1年度1回のみ利用可。

(6) 子育て支援事業

財団法人滋賀県市町村職員互助会子育て支援事業の実施に関する要綱(平成20年要綱第2号)に基づき、次のとおり育児関連図書は無償配付した。

(単位:円・人)

育 児 関 連 図 書	平成21年度			平成20年度		
	対象者数	配付件数	金 額	対象者数	配付件数	金 額
月刊「赤ちゃん和妈妈」 基本セット	310	257	1,117,179	266	221	960,687

(注1) 対象者は出産祝金給付の請求があった者とし、当該対象者のうち購読希望者に配付した。

(注2) 基本セット内容は、月刊「赤ちゃん和妈妈」(12冊)、「お医者さんにかかるまでに」、「お誕生日号」、保存用ファイル

(7) 研修会等参加費用補助金

財団法人滋賀県市町村職員互助会研修会等参加費用補助に関する要綱(平成20年要綱第1号)に基づき、参加費用の範囲内で3,000円を限度に次のとおり補助した。

(単位:円・件)

種 類	平成21年度		平成20年度	
	金 額	件数	金 額	件数
研修会等参加費用補助金	1,074,800	414	平成21年度から実施	

#### 4 貸付事業について

平成21年度より新規募集を停止し、貸付事業を廃止した。

ただし、貸付事業廃止に係る周知期間により、平成21年4月30日までに互助会が受理した貸付申込み分まで貸付けを行うこととするとともに、既に貸付けを受け償還期間中であるもの、または、平成21年4月30日までに貸付申込みをし貸付けを受けたものに係る貸付金の償還額、償還期間、届出の義務及び所要の手続きについては、なお従前のとおりとした。

##### (1) 貸付金の状況について

(単位:件・円)

区分	平成20年度末	平成21年度期中		平成21年度末	比較増減
	A	貸付	償還	B	B - A
件数	262	18	104	176	86
金額	116,498,948	16,100,000	68,045,062	64,553,886	51,945,062

##### (2) 貸付金の種類別の状況について

(単位:万円・件)

種類	平成20年度末	平成21年度期中		平成21年度末	比較増減
	A	貸付	償還	B	B - A
5	0	0	0	0	0
10	0	0	0	0	0
15	1	0	0	1	0
20	3	0	2	1	2
25	0	0	0	0	0
30	5	0	2	3	2
35	3	0	1	2	1
40	3	1	2	2	1
50	11	1	4	8	3
60	10	2	6	6	4
70	5	0	2	3	2
80	15	0	5	10	5
90	5	0	1	4	1
100	201	14	79	136	65
合計	262	18	104	176	86

#### 5 記念事業について

財団法人滋賀県市町村職員互助会の前身である「滋賀県市町村職員互助会」が設立されて50周年を経過したことを記念し、設立50周年記念事業として、各会員に記念品(印鑑付き多機能ペン)を贈呈した。

## 二 保険会計

### 1 保険事業について

#### (1) 加入者数及び加入保険金の状況について

(単位:人・万円)

区 分	平成20年度末	平成21年度期中		平成21年度末	比 較 増 減 B - A
	A	加 入	脱 退	B	
加入者数	116	—	38	78	38
加入保険金	31,800	—	8,900	22,900	8,900

(注) 加入募集は、平成8年度より停止している。

#### (2) 脱退者の状況について

加入時 年 齢	加入期 間	加入保険金	払込保険料 に対する脱 退金の割合	加入時 年 齢	加入期 間	加入保険金	払込保険料 に対する脱 退金の割合
20 歳	30 年 6 月	200 万円	1.46	27 歳	22 年 6 月	300 万円	1.23
*20	35 0	100	1.76	29	23 6	1,000	1.29
*20	35 0	100	1.76	*30	25 0	100	1.38
*20	35 0	100	1.76	32	16 8	200	1.11
*21	34 0	100	1.70	*32	23 0	200	1.32
*22	33 0	300	1.66	33	19 6	300	1.21
*22	33 0	200	1.66	34	20 9	200	1.27
23	29 9	100	1.50	34	16 8	200	1.13
26	26 6	100	1.38	*35	20 0	100	1.25
26	16 6	100	1.03	*35	20 0	100	1.25
*26	29 0	200	1.51	*40	15 0	100	1.16
*26	29 0	100	1.51				
				合計	23 件	4,500	

(注) 加入時年齢に\*印の者(13件)は、払込期間満了(保険年齢55歳まで)をもって脱退した者である。

#### (3) 死亡者の状況について

該当事項なし

#### (4) 個人扱被保険者(終身保障)への移行状況について

加入時年齢	移 行 区 分	加入保険金	払込保険料累計	備 考
19 歳	一時払による移行	100 万円	267,980 円	(9,500円)
20	払込満了に伴う移行	100	272,760	
20	"	100	272,760	
21	一時払による移行	100	274,950	(1,800円)
22	"	100	272,970	(1,800円)
22	"	200	545,600	(7,400円)
22	"	1,000	2,658,800	(299,000円)
23	払込満了に伴う移行	500	1,382,400	
24	一時払による移行	100	278,750	(2,000円)
24	"	300	663,900	(272,400円)
32	払込満了に伴う移行	100	306,360	
34	一時払による移行	200	271,700	(31,700円)
35	"	1,000	3,079,800	(606,000円)
38	"	500	1,659,700	(46,000円)
40	払込満了に伴う移行	100	340,200	
合 計	15 件	4,500	12,548,630	

(注) 備考欄の金額は、払込保険料累計額に含まれる一時払保険料の額である。

# 一 般 会 計 収 支 計 算 書

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
<b>収入の部</b>				
1 基本財産運用収入	( 150,000)	( 150,000)	( 0)	
基本財産利息収入	150,000	150,000	0	
2 掛金収入	( 111,157,000)	( 111,168,384)	( 11,384)	
会員掛金収入	111,157,000	111,168,384	11,384	
3 負担金収入	( 111,172,000)	( 111,187,923)	( 15,923)	
市町村等負担金収入	111,172,000	111,187,923	15,923	
4 貸付事業収入	( 68,732,000)	( 69,243,585)	( 511,585)	
(1) 会員貸付金回収額収入	67,534,000	68,045,062	511,062	
(2) 会員貸付金利息収入	1,198,000	1,198,523	523	
5 雑収入	( 16,208,000)	( 17,048,357)	( 840,357)	
(1) 受取利息	16,207,000	17,047,187	840,187	
(2) 雑収入	1,000	1,170	170	
6 特定預金取崩収入	( 86,808,000)	( 81,744,100)	( 5,063,900)	
(1) 貸倒引当預金取崩収入	1,000,000	1,010,000	10,000	
(2) 責任準備預金取崩収入	85,808,000	80,734,100	5,073,900	
<b>当期収入合計 (A)</b>	<b>394,227,000</b>	<b>390,542,349</b>	<b>3,684,651</b>	
<b>前期繰越収支差額</b>	<b>257,485,000</b>	<b>257,485,561</b>	<b>561</b>	
<b>収入合計 (B)</b>	<b>651,712,000</b>	<b>648,027,910</b>	<b>3,684,090</b>	
<b>支出の部</b>				
1 公益事業費	( 750,000)	( 677,980)	( 72,020)	
講演会等催物助成金	750,000	677,980	72,020	
2 給付事業費	( 353,507,000)	( 346,009,762)	( 7,497,238)	
(1) 会員医療補助金	804,000 22,188,000	22,991,800	200	注1
(2) 家族医療補助金	874,000 10,970,000	11,843,600	400	注2
(3) 結婚祝金	160,000 5,320,000	5,480,000	0	注3
(4) 出産祝金	60,000 9,300,000	9,360,000	0	注4
(5) 入学祝金	13,200,000	13,100,000	100,000	
(6) せん別金	1,678,000 259,879,000	254,304,362	3,896,638	注5
(7) 会員特別給付金	5,500,000	5,360,000	140,000	
(8) 弔慰金	5,500,000	3,500,000	2,000,000	
(9) 家族弔慰金	220,000 4,830,000	3,780,000	830,000	注6
(10) 非常災害見舞金	100,000	0	100,000	
(11) 長期療養会員見舞金	600,000	600,000	0	
(12) 永年在会祝金	16,120,000	15,690,000	430,000	
3 厚生事業費	( 32,571,000)	( 30,765,823)	( 1,805,177)	
(1) 家庭用常備薬等配布費	13,149,000	13,148,824	176	
(2) 銀婚慶祝費	6,000,000	5,640,000	360,000	
(3) ドック補助金	8,587,000	7,632,700	954,300	
(4) スポ - ツ・文化事業費	960,000	852,320	107,680	
(5) リフレッシュ事業費	1,575,000	1,300,000	275,000	
(6) 子育て支援事業費	1,169,000	1,117,179	51,821	

(7) 研修会等参加費用補助金	1,131,000	1,074,800	56,200	
4 貸付事業費	( 16,100,000)	( 16,100,000)	( 0)	
会員貸付金支出	16,100,000	16,100,000	0	
5 記念事業費	( 6,275,000)	( 6,273,886)	( 1,114)	
設立50周年記念事業費	6,275,000	6,273,886	1,114	
6 管理費	( 50,202,000)	( 49,175,585)	( 1,026,415)	
(1) 給料	20,235,000	20,234,112	888	
(2) 諸手当	12,962,000	12,590,865	371,135	
(3) 賃金	1,000	0	1,000	
(4) 退職金	1,000	0	1,000	
(5) 会議費	370,000	353,332	16,668	
(6) 旅費	945,000	866,749	78,251	
(7) 通信運搬費	940,000	863,064	76,936	
(8) 消耗什器備品費	100,000	89,460	10,540	
(9) 消耗品費	370,000	366,843	3,157	
(10) 印刷製本費	910,000	843,206	66,794	
	70,000			
(11) 賃借料	5,470,000	5,329,483	70,517	注7
(12) 普及費	1,040,000	1,037,732	2,268	
(13) 食糧費	30,000	23,420	6,580	
(14) 修繕費	100,000	0	100,000	
(15) 福利厚生費	4,602,000	4,588,683	13,317	
(16) 選挙費	30,000	0	30,000	
(17) 租税公課	14,000	3,000	11,000	
(18) 負担金支出	351,000	350,485	515	
	70,000			
(19) 委託費	1,530,000	1,599,664	336	注8
(20) 支払利息	1,000	0	1,000	
(21) 雑費	200,000	35,487	164,513	
7 特定預金支出	( 2,400,000)	( 2,400,000)	( 0)	
退職給与引当預金支出	2,400,000	2,400,000	0	
8 予備費	( 5,000,000)	( 0)	( 5,000,000)	
予備費	5,000,000	0	5,000,000	
当期支出合計 (C)	466,805,000	451,403,036	15,401,964	
当期収支差額 (A) - (C)	72,578,000	60,860,687	11,717,313	
次期繰越収支差額 (B) - (C)	184,907,000	196,624,874	11,717,874	

注1	せん別金から流用	804,000円
2	せん別金から流用	874,000円
3	家族弔慰金から流用	160,000円
4	家族弔慰金から流用	60,000円
5	会員医療補助金及び家族医療補助金へ流用	1,678,000円
6	結婚祝金及び出産祝金へ流用	220,000円
7	委託費へ流用	70,000円
8	賃借料から充用	70,000円

# 保 険 会 計 収 支 計 算 書

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
<b>収入の部</b>				
1 保 険 事 業 収 入	( 31,875,000)	( 21,037,807)	( 10,837,193)	
(1) 保 険 料 収 入	4,206,000	4,246,360	40,360	
(2) 保 険 金 収 入	10,000,000	0	10,000,000	
(3) 脱 退 金 収 入	17,608,000	16,730,368	877,632	
(4) 取 扱 手 数 料 収 入	61,000	61,079	79	
2 雑 収 入	( 1,000)	( 166)	( 834)	
受 取 利 息	1,000	166	834	
<b>当 期 収 入 合 計 (A)</b>	<b>31,876,000</b>	<b>21,037,973</b>	<b>10,838,027</b>	
<b>前 期 繰 越 収 支 差 額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>収 入 合 計 (B)</b>	<b>31,876,000</b>	<b>21,037,973</b>	<b>10,838,027</b>	
<b>支出の部</b>				
1 保 険 事 業 費	( 31,814,000)	( 20,976,728)	( 10,837,272)	
(1) 保 険 料 支 出	4,206,000	4,246,360	5,640	注1
(2) 保 険 金 支 出	10,000,000	0	10,000,000	
(3) 脱 退 金 支 出	17,608,000	16,730,368	831,632	注2
2 管 理 費	( 62,000)	( 61,245)	( 755)	
賃 借 料	62,000	61,245	755	
<b>当 期 支 出 合 計 (C)</b>	<b>31,876,000</b>	<b>21,037,973</b>	<b>10,838,027</b>	
<b>当 期 収 支 差 額 (A) - (C)</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>次 期 繰 越 収 支 差 額 (B) - (C)</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	

注1 脱退金支出から流用 46,000円

注2 保険料支出へ流用 46,000円

# 収 支 計 算 書 総 括 表

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	合 計	一 般 会 計	保 険 会 計
<b>収入の部</b>			
基本財産運用収入	150,000	150,000	0
掛金収入	111,168,384	111,168,384	0
負担金収入	111,187,923	111,187,923	0
貸付事業収入	69,243,585	69,243,585	0
保険事業収入	21,037,807	0	21,037,807
雑収入	17,048,523	17,048,357	166
特定預金取崩収入	81,744,100	81,744,100	0
<b>当期収入合計 (A)</b>	<b>411,580,322</b>	<b>390,542,349</b>	<b>21,037,973</b>
前期繰越収支差額	257,485,561	257,485,561	0
<b>収入合計 (B)</b>	<b>669,065,883</b>	<b>648,027,910</b>	<b>21,037,973</b>
<b>支出の部</b>			
公益事業費	677,980	677,980	0
給付事業費	346,009,762	346,009,762	0
厚生事業費	30,765,823	30,765,823	0
貸付事業費	16,100,000	16,100,000	0
記念事業費	6,273,886	6,273,886	0
保険事業費	20,976,728	0	20,976,728
管理費	49,236,830	49,175,585	61,245
特定預金支出	2,400,000	2,400,000	0
<b>当期支出合計 (C)</b>	<b>472,441,009</b>	<b>451,403,036</b>	<b>21,037,973</b>
<b>当期収支差額 (A) - (C)</b>	<b>60,860,687</b>	<b>60,860,687</b>	<b>0</b>
<b>次期繰越収支差額 (B) - (C)</b>	<b>196,624,874</b>	<b>196,624,874</b>	<b>0</b>

# 一般会計正味財産増減計算書

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	金 額	
<b>増加の部</b>		
1 資産増加額		
会員貸付金増加額	16,100,000	
退職給与引当預金増加額	2,400,000	18,500,000
2 負債減少額		
貸倒引当金取崩額	1,038,901	
責任準備金取崩額	178,729,597	179,768,498
<b>増加額合計</b>		198,268,498
<b>減少の部</b>		
1 資産減少額		
当期収支差額	60,860,687	
会員貸付金回収額	68,045,062	
什器備品減価償却額	59,100	
貸倒引当預金取崩額	1,010,000	
責任準備預金取崩額	80,734,100	210,708,949
2 負債増加額		
退職給与引当金繰入額	2,429,531	2,429,531
<b>減少額合計</b>		213,138,480
<b>当期正味財産減少額</b>		14,869,982
<b>前期繰越正味財産額</b>		286,093,525
<b>期末正味財産合計額</b>		271,223,543

# 保険会計正味財産増減計算書

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

(該当事項なし)

## 正味財産増減計算書総括表

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	合 計	一 般 会 計	保 険 会 計
<b>増加の部</b>			
資 産 増 加 額	18,500,000	18,500,000	
負 債 減 少 額	179,768,498	179,768,498	
増 加 額 合 計	198,268,498	198,268,498	
<b>減少の部</b>			
資 産 減 少 額	210,708,949	210,708,949	(該当事項なし)
負 債 増 加 額	2,429,531	2,429,531	
減 少 額 合 計	213,138,480	213,138,480	
当期正味財産減少額	14,869,982	14,869,982	
前期繰越正味財産額	286,093,525	286,093,525	
期末正味財産合計額	271,223,543	271,223,543	

# 一 般 会 計 貸 借 対 照 表

( 平成22年3月31日現在 )

(単位:円)

科 目	金	額
<b>資産の部</b>		
1 流動資産		
普通預金	47,675,481	
定期預金	150,000,000	
流動資産合計		197,675,481
2 固定資産		
基本財産		
基本財産信託金	10,000,000	
基本財産合計	10,000,000	
その他の固定資産		
会員貸付金	64,553,886	
電話加入権	145,600	
退職給与引当預金	46,300,000	
貸倒引当預金	1,290,000	
責任準備預金	1,067,074,000	
その他の固定資産合計	1,179,363,486	
固定資産合計		1,189,363,486
資産合計		1,387,038,967
<b>負債の部</b>		
1 流動負債		
未払金	313,527	
未払費用	519,880	
預り金	217,200	
流動負債合計		1,050,607
2 固定負債		
退職給与引当金	46,346,797	
貸倒引当金	1,291,077	
責任準備金	1,067,126,943	
固定負債合計		1,114,764,817
負債合計		1,115,815,424
<b>正味財産の部</b>		
<b>正味財産</b>		271,223,543
(うち基本金)		( 10,000,000)
(うち当期正味財産減少額)		( 14,869,982)
<b>負債及び正味財産合計</b>		1,387,038,967

# 保 険 会 計 貸 借 対 照 表

(平成22年3月31日現在)

(該当事項なし)

# 貸 借 対 照 表 総 括 表

(平成22年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	合 計	一 般 会 計	保 険 会 計
<b>資産の部</b>			
流 動 資 産	197,675,481	197,675,481	
固 定 資 産	1,189,363,486	1,189,363,486	
<b>資 産 合 計</b>	<b>1,387,038,967</b>	<b>1,387,038,967</b>	
<b>負債の部</b>			
流 動 負 債	1,050,607	1,050,607	(該当事項なし)
固 定 負 債	1,114,764,817	1,114,764,817	
<b>負 債 合 計</b>	<b>1,115,815,424</b>	<b>1,115,815,424</b>	
<b>正味財産の部</b>			
正 味 財 産	271,223,543	271,223,543	
<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>1,387,038,967</b>	<b>1,387,038,967</b>	

# 一 般 会 計 財 産 目 録

(平成22年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	金 額		
<b>資産の部</b>			
1 流動資産			
普通預金 滋賀銀行県庁支店	47,675,481		
定期預金 滋賀銀行県庁支店(7件)	150,000,000		
流動資産合計		197,675,481	
2 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産信託金 三菱UFJ証券京都支店	10,000,000		
基本財産合計	10,000,000		
(2) その他の固定資産			
会員貸付金 176件	64,553,886		
電話加入権 日本電信電話株式会社(2件)	145,600		
退職給与引当預金 滋賀銀行県庁支店(2件)	46,300,000		
貸倒引当預金 滋賀銀行県庁支店	1,290,000		
責任準備預金 滋賀銀行県庁支店外2件	1,067,074,000		
定期預金 9件	( 169,200,000)		
国債 3件(額面 300,000千円)	( 298,419,000)		
地方債 2件(額面 200,000千円)	( 199,615,000)		
その他 4件(額面 400,000千円)	( 399,840,000)		
その他の固定資産合計	1,179,363,486		
固定資産合計		1,189,363,486	
<b>資産合計</b>			<b>1,387,038,967</b>
<b>負債の部</b>			
1 流動負債			
未払金 スポーツ・文化事業費等(5件)	313,527		
未払費用 通信運搬費等(6件)	519,880		
預り金 映画鑑賞券本人負担分等(14件)	217,200		
流動負債合計		1,050,607	
2 固定負債			
退職給与引当金	46,346,797		
貸倒引当金	1,291,077		
責任準備金	1,067,126,943		
固定負債合計		1,114,764,817	
<b>負債合計</b>			<b>1,115,815,424</b>
<b>正味財産</b>			<b>271,223,543</b>

# 保 険 会 計 財 産 目 録

(平成22年3月31日現在)

(該当事項なし)

# 事業計画概要

## [一] 総括事項

### 1 互助会に属する市町村等の数、会員数及び給料月額

#### (1) 市町村等の数

市	町	一部事務組合	広域連合	その他の団体	計
6	6	15	1	4	32

#### (2) 会員数

平成21年度末見込み (A)	平成22年度末推計 (B)	比較 (B) - (A)
5,460 人	5,360 人	100 人

#### (3) 給料月額

平成21年度末見込み (A)	平成22年度末推計 (B)	比較 (B) - (A)
1,705,158,000円 ( 312,300円)	1,662,136,000円 ( 310,100円)	4,302,200円 ( 2,200円)

(注) ( ) 内の数値は、会員1人当たりの平均給料月額である。

### 2 互助会の役員及び互助会に使用される者の数

#### (1) 役員の数

理事(理事長・副理事長含む。)	監事	評議員(理事・監事含む。)
8 人	2 人	16 人

#### (2) 互助会に使用される者の数

5 人

### 3 給料月額と掛金・負担金との割合(財源率)

(千分比)

区分	平成21年度(A)	平成22年度(B)	比較 (B) - (A)
掛金	5	4	1
負担金	5	4	1
計	10	8	2

(注) 育児休業、介護休暇及び休職による無給期間に係る月分の掛金及び負担金は免除である。

### 4 会計の単位

一般会計	特別会計以外の事業会計
保険会計	保険事業の会計(特別会計)

[二] 資金計画事項

1 一般会計

(単位:千円)

	平成21年度見込み	増 減	平成22年度
<b>事業活動収支の部</b>			
<b>1. 事業活動収入</b>			
(1) 基本財産運用収入	150	0	150
(2) 特定資産運用収入	16,197	197	16,000
(3) 掛 金 収 入	111,157	33,719	77,438
(4) 負 担 金 収 入	111,172	33,734	77,438
(5) 貸 付 事 業 収 入	68,732	28,177	40,555
(6) 雑 収 入	11	0	11
<b>事業活動収入合計</b>	<b>307,419</b>	<b>95,827</b>	<b>211,592</b>
<b>2. 事業活動支出</b>			
(1) 公益事業支出	750	510	1,260
(2) 給付事業支出	353,507	133,307	220,200
(3) 厚生事業支出	32,571	24,748	57,319
(4) 貸付事業支出	16,100	16,100	0
(5) 記念事業支出	6,275	6,275	0
(6) 管理費支出	50,202	5,793	55,995
<b>事業活動支出合計</b>	<b>459,405</b>	<b>124,631</b>	<b>334,774</b>
<b>事業活動収支差額</b>	<b>151,986</b>	<b>28,804</b>	<b>123,182</b>
<b>投資活動収支の部</b>			
<b>1. 投資活動収入</b>			
(1) 特定資産取崩収入	86,808	54,514	141,322
<b>投資活動収入合計</b>	<b>86,808</b>	<b>54,514</b>	<b>141,322</b>
<b>2. 投資活動支出</b>			
(1) 特定資産繰入支出	2,400	53,120	55,520
<b>投資活動支出合計</b>	<b>2,400</b>	<b>53,120</b>	<b>55,520</b>
<b>投資活動収支差額</b>	<b>84,408</b>	<b>1,394</b>	<b>85,802</b>
<b>財務活動収支の部</b>			
<b>1. 財務活動収入</b>			
<b>財務活動収入合計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>2. 財務活動支出</b>			
<b>財務活動支出合計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>財務活動収支差額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
予備費支出	5,000	0	5,000
<b>当期収支差額</b>	<b>72,578</b>	<b>30,198</b>	<b>42,380</b>
<b>前期繰越収支差額</b>	<b>257,485</b>	<b>72,578</b>	<b>184,907</b>
<b>次期繰越収支差額</b>	<b>184,907</b>	<b>42,380</b>	<b>142,527</b>

(注) 掛金は掛金事業に要する費用に充てるものとし、負担金は負担金事業に要する費用及び管理運用費用に充てるものとする。

掛金事業	講演会等開催費用助成金(公益事業) 会員医療補助金、家族医療補助金、結婚祝金、出産祝金、入学祝金、 せん別金、会員特別給付金、弔慰金、家族弔慰金、非常災害見舞金、 長期療養会員見舞金、永年在会祝金(給付事業) 銀婚慶祝、リフレッシュ事業、人間ドック受検費用補助、家庭用常備薬 等配布、スポーツ・文化事業(厚生事業)
負担金事業	結婚祝金、出産祝金、弔慰金、家族弔慰金、永年在会祝金(給付事業) 人間ドック受検費用補助、家庭用常備薬等配布、スポーツ・文化事業、 子育て支援事業、研修会参加費用補助(厚生事業)

## 2 保険会計

団体終身保険に係る加入者と保険会社間の保険料、保険金及び脱退返戻金の受払に関する会計であり、これらの収支は同額である。なお、取扱手数料及び受取利息は、管理費(賃借料)に充てるものとする。

### [三] 事業計画事項

#### 一般会計

##### 1 公益事業

公益事業は、講演会等開催費用助成金交付規則に基づき次のとおりとする。

互助会を組織する市町が、地域内住民を対象に地方自治の振興に寄与するための講演会若しくは、その他の文化事業又は体育事業を実施したときに、当該事業等の実施に要した費用の範囲内で、市については120,000円、町については90,000円を限度に助成する。

##### 2 給付事業

給付事業は、給付規則に基づき次のとおりとする。

###### (1) 会員医療補助金

ア 共済組合法又は健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付、特定療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けた場合において、これらに係る療養に要した費用の受診者負担額として一月当たりの本人分を合算して10,000円以上を支払ったとき。

受診者負担額から9,000円を控除して得た額(100円単位で1,000円から16,000円までの額)

イ 共済組合法又は健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律等により、入院療養のため医療の給付を受け、入院室料の差額を支払ったとき。

1日3,000円を限度に1日当たりの支払実費額(100円未満の端数切り捨て)

###### (2) 家族医療補助金

ア 共済組合法又は健康保険法による家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた場合において、これらに係る療養に要した費用の受診者負担額として一月当たりの扶養家族分を合算して12,000円以上を支払ったとき。

受診者負担額から10,000円を控除して得た額(100円単位で2,000円から15,000円までの額)

イ 共済組合法又は健康保険法により、入院療養のため医療の給付を受け、入院室料の差額を支払ったとき。

1日2,000円を限度に1日当たりの支払実費額(100円未満の端数切り捨て)

###### (3) 結婚祝金

会員(資格喪失後3月以内の者を含む。)が結婚したとき(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に入ったときを含む。)。ただし、復縁は除く。

40,000円

###### (4) 出産祝金

会員(資格喪失後6月以内の者を含む。)又は会員の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が出産したとき。

30,000円

###### (5) 入学祝金

ア 会員の子が小学校に入学したとき。

20,000円

イ 会員の子が中学校に入学したとき。

30,000円

###### (6) せん別金

会員が市町村等の職員でなくなったとき。

下記との合算額(当該合算額が500,000円を超えるときは、500,000円)

1,000円に会員期間の年数を乗じて得た金額(昭和34年3月31日以前の期間は1年につき1,000円)。

ただし、市町村長等にあつては、市町村長としての期間1年につき2,000円、市町村長以外の特別職(教育長を含む。)としての期間1年につき1,000円を加算する。

退職月以前12月に当たる月の給料月額に昭和34年4月1日以後の会員期間に応じた下記の支給率を乗じて得た金額

会 員 期 間	支 給 率	会 員 期 間	支 給 率
1年(12月)	0.050	26年を超え 27年以下	0.752
1年を超え 2年以下	0.077	27年を超え 28年以下	0.779
2年を超え 3年以下	0.104	28年を超え 29年以下	0.806
3年を超え 4年以下	0.131	29年を超え 30年以下	0.833
4年を超え 5年以下	0.158	30年を超え 31年以下	0.860
5年を超え 6年以下	0.185	31年を超え 32年以下	0.887
6年を超え 7年以下	0.212	32年を超え 33年以下	0.914
7年を超え 8年以下	0.239	33年を超え 34年以下	0.941
8年を超え 9年以下	0.266	34年を超え 35年以下	0.968
9年を超え 10年以下	0.293	35年を超え 36年以下	0.995
10年を超え 11年以下	0.320	36年を超え 37年以下	1.022
11年を超え 12年以下	0.347	37年を超え 38年以下	1.049
12年を超え 13年以下	0.374	38年を超え 39年以下	1.076
13年を超え 14年以下	0.401	39年を超え 40年以下	1.103
14年を超え 15年以下	0.428	40年を超え 41年以下	1.130
15年を超え 16年以下	0.455	41年を超え 42年以下	1.157
16年を超え 17年以下	0.482	42年を超え 43年以下	1.184
17年を超え 18年以下	0.509	43年を超え 44年以下	1.211
18年を超え 19年以下	0.536	44年を超え 45年以下	1.238
19年を超え 20年以下	0.563	45年を超え 46年以下	1.265
20年を超え 21年以下	0.590	46年を超え 47年以下	1.292
21年を超え 22年以下	0.617	47年を超え 48年以下	1.319
22年を超え 23年以下	0.644	48年を超え 49年以下	1.346
23年を超え 24年以下	0.671	49年を超え 50年以下	1.373
24年を超え 25年以下	0.698	50年を超えるもの	1.400
25年を超え 26年以下	0.725		

(7) 会 員 特 別 給 付 金

満44歳以上の会員が銀婚慶祝に該当せず市町村等の職員でなくなったとき。

20,000円

(8) 甲 慰 金

会員(資格喪失後3月以内の者を含む。)が死亡したとき。

500,000円(満18歳未満の子1人につき100,000円加算)

(9) 家 族 甲 慰 金

ア 会員の配偶者が死亡したとき。

150,000円

イ 会員の扶養家族(配偶者を除く。)並びに扶養家族でない同居の子及び父母が死亡したとき。

30,000円

ウ 会員と同居のその他の家族が死亡したとき。

20,000円

会員又は会員の配偶者が胎児を死体で出産したときは、同居の子死亡したものとみなす。

(10) 非 常 災 害 見 舞 金

ア 住居及び家財の全部が焼失し、滅失し、又は同程度の損害を受けたとき。

50,000円

イ 住居及び家財の2分の1以上が焼失し、滅失し、又は同程度の損害を受けたとき。

住居又は家財の全部が焼失し、滅失し、又は同程度の損害を受けたとき。

40,000円

ウ 住居及び家財の3分の1以上が焼失し、滅失し、又は同程度の損害を受けたとき。

住居又は家財の2分の1以上が焼失し、滅失し、又は同程度の損害を受けたとき。

30,000円

エ 住居又は家財の3分の1以上が焼失し、滅失し、又は同程度の損害を受けたとき。

20,000円

オ 浸水によって平屋建ての家屋(家財を含む。)が損害を受け、その認定が困難なとき。

床上120cm以上 30,000円

床上30cm以上 20,000円

(11) 長期療養会員見舞金

会員が病気又は負傷により引き続いて30日以上勤務に服することができなかつたとき。

10,000円

(12) 永年在会祝金

ア 会員期間が引き続き20年に至つたとき。市町村長等特別職にあつては、8年に至つたとき。

30,000円

イ 会員期間が引き続き30年に至つたとき。市町村長等特別職にあつては、12年に至つたとき。

50,000円

ウ 会員期間が引き続き40年に至つたとき。市町村長等特別職にあつては、16年に至つたとき。

50,000円

3 厚生事業

厚生事業は、家庭用常備薬等配布規則、銀婚慶祝規則、ドック補助金交付規則、スポーツ事業及び文化事業の実施に関する要綱、リフレッシュ事業の実施に関する要綱並びに子育て支援事業等の実施に関する要綱に基づき次のとおりとする。

(1) 家庭用常備薬等配布

会員とその家族の負傷等の応急処置に対処するため、各会員に対し3,000円を限度に家庭用常備薬等の無償配布を実施する。

(2) 銀婚慶祝

会員期間中に婚姻届出後24年を経過した者に対し、日本旅行、JTB、農協観光及び近畿日本ツーリストのギフトカード又は旅行券(40,000円程度)を記念品として贈呈し祝福する。

(3) ドックに係る受検費用の補助(ドック補助金)

会員がドックを受検した場合に次に掲げる区分によりそれぞれ当該金額を限度に補助する。

ア 人間ドックの日帰りにあつては20,000円、1泊2日以上にあつては40,000円

イ 脳ドック(MRA検査又はMRI検査を含んだ脳検査を含む。)にあつては、20,000円

(4) スポーツ・文化事業

ア スポーツ事業として、会員相互の親睦交流と健康の維持増進を積極的に支援するため、硬式テニススクールを開催する。

イ 文化事業として、互助会の指定するコンサート及び演劇等の公演チケットについて、価格に応じて1枚当たり2,000円を限度に、並びに互助会が指定する映画館の利用につき入場前売券1枚当たり200円から300円までの額を補助する。

なお、コンサート等公演チケットについては、1公演会員1人当たり2枚を限度に、映画前売券については、年間会員1人当たり5枚を限度とする。

(5) リフレッシュ事業

ア ユニバーサル・スタジオ・ジャパンの入場券等を割引価格で購入できる「スタジオファンクラブ・メンバーシップ契約」に加え、「バリュアブル・アカウント・プログラム契約」により次のとおり補助する。

1年度につき会員1人当たり 5,000円(本人分及び家族分として各2,500円)

イ 東京ディズニーランド/ディズニーシーの入場券等を割引価格で購入できる「マジック・キングダム・クラブ」に入会するとともに、「特別団体契約」により次のとおり補助する。

1年度につき会員1人当たり 5,000円(本人分及び家族分として各2,500円)

(6) 子育て支援事業

会員の子育て等を支援するため、会員又は会員の配偶者が出産したとき(出産祝金給付に該当したとき)、当該出産者に育児図書((株)赤ちゃん和妈妈社)を無償配付する。

ア. 最初の1年間

月刊「赤ちゃん和妈妈」(12冊) + 基本セット(「お誕生日号」、「お医者さんにかかるまで」、保存用ファイル)

イ. 2年目以降(満3歳まで)

季刊「1・2・3歳」(年4冊)

- (7) 研修会等参加費用補助金  
参加料又はテキスト代等の費用負担が必要な研修会等に参加した場合、負担した費用の範囲内で3,000円を限度に補助する。
- (8) 定期健康診断費用の助成  
市町村等が実施主体となる職員の定期健康診断費用のうち、基本検査項目に係る費用を市町村等に次の額を助成する。  
受診者した会員1人当たり1,500円とする。
- (9) 自己検診事業の実施  
全会員に対し、次の自己検診(郵送検診)を実施する。  
ピロリ菌抗原検査(便中H.pylori抗原検出 EIA法)

#### 4 貸付事業

平成21年度より新規貸付を停止し、貸付事業を廃止。

なお、既に貸付けを受け償還期間中であるものに係る貸付金の償還額、償還期間、届出の義務等及び所要の手続きについては、なお従前のとおりとする。

[参考] 廃止前の貸付事業の制度概要

##### (1) 貸付けの事由

###### ア 普通貸付

- ア) 会員又はその家族の結婚費用
- イ) 会員又はその家族の入院療養費用
- ウ) 会員又はその家族の出産費用
- エ) 会員又はその家族の学校への入学費用又は修学費用
- オ) 会員の家族の葬祭費用
- カ) 会員又はその家族の生活用品の購入費用
- キ) 会員又はその家族が居住する住宅(倉庫、納屋、作業所、店舗、事務所、貸室等として使用する部分は除く。)を新築し、増築し、改築し、移築し、改造し、修理し若しくは購入し又は住宅の敷地の購入費用
- ク) 会員又はその家族が居住する住宅に付随する設備工事費用
- ケ) 会員又はその家族が居住する住宅の借入れ費用
- コ) 会員又はその家族の自己啓発(文化、スポーツ、レクリエーション及び教養活動)に要する費用

###### イ 特別貸付

- ア) 会員の育児休業の期間中の生活資金
- イ) 会員の介護休暇の期間中の生活資金

##### (2) 貸付金の交付日

毎月1日及び16日

これらの日が金融機関の休日に当たるときは、これらの日後において最も近い金融期間の休日でない日

##### (3) 貸付金額、償還期間及び償還額等

貸付金額	償還期間及び償還月額				貸出月の利息	
	償還期間	償還月額	償還期間	償還月額	1日貸付	16日貸付
5万円	6月	8,362円	12月	4,193円	50円	25円
10	12	8,387	24	4,218	100	50
15	12	12,581	24	6,328	150	75
20	12	16,775	24	8,437	200	100
25	24	10,547	36	7,073	250	125
30	24	12,656	36	8,488	300	150
35	24	14,766	36	9,903	350	175
40	24	16,875	36	11,317	400	200
50	24	21,094	36	14,147	500	250

60	30	20,311	42	14,594	600	300
70	30	23,696	42	17,027	700	350
80	36	22,635	48	17,078	800	400
90	36	25,465	48	19,212	900	450
100	36	28,294	48	21,347	1,000	500

- (注) 1. 貸付金額に応じ、借受人が償還期間を選択する。  
 2. 貸出月の利息は、第1回目の償還額に合算する。ただし、月の16日以後に貸し付けた場合は、1月分の2分の1に相当する額とする。  
 3. 元金の端数については、最終月に調整する。

#### (4) 貸付金の償還方法

ア 貸付金の交付日の属する月の翌月から毎月元利均等償還とする。ただし、未償還元利金を一時に又は一部繰り上げて償還することができる。

イ 育児休業者又は介護休暇者から償還の猶予を希望する旨の申出があったときは、育児休業又は介護休暇の期間の属する月の償還を猶予することができる。

#### (5) 貸付利率、貸付限度額及び連帯保証人

貸付利率	年1.20パーセント
貸付限度額	普通貸付は100万円 特別貸付は40万円 普通貸付と特別貸付は、それぞれにその償還が完了するまで新たな貸付けを受けることができない。
連帯保証人	会員期間1年以上の者1名が必要である。

(注) 未成年者(婚姻者は除く。)の申込みにあつては、民法第4条による法定代理人の同意書が必要である。

## 保 険 会 計

## 保 険 事 業

保険事業は、アクサ生命保険株式会社との保険契約により引き続き団体終身保険を取り扱うが、平成21年度と同様募集はせず、既加入者のみの継続を行う。

### [制度の概要]

1. 保 険 金 額： 100万円(1口)を単位とし、1,000万円(10口)まで加入できる。
2. 保 険 料： 加入時の年齢に応じ、次表に掲げる保険料を在職期間中(最終保険年齢55歳まで)毎月払い込むものである。

加入年齢	保 険 料	加入年齢	保 険 料	加入年齢	保 険 料	加入年齢	保 険 料
18歳	600円	27歳	860円	36歳	1,420円	45歳	3,020円
19	620	28	900	37	1,520	46	3,400
20	640	29	950	38	1,630	47	3,860
21	670	30	1,000	39	1,750	48	4,460
22	690	31	1,050	40	1,890	49	5,250
23	720	32	1,110	41	2,050	50	6,360
24	750	33	1,180	42	2,240	51	8,010
25	780	34	1,250	43	2,460	52	10,770
26	820	35	1,330	44	2,710	53	16,250

- (注) 1. 年齢は、8月1日現在において6捨7入である。  
 2. 保険料は、保険金額100万円当たりである。

3. 脱 退： 会員の資格を喪失したときは、脱退しなければならない。また、任意にいつでも脱退することができる。

4. 個人扱被保険者への移行：

ア 被保険者期間2年以上でかつ満年齢50歳以上の者が会員の資格を喪失したこ

とにより脱退する場合において、保険料を一時払いすることにより終身保障の資格を有する個人扱被保険者へ移行することができる。

イ 被保険者の保険料払込期間が満了したときは、個人扱被保険者に移行することができる。

5. 脱退返戻金：保険料払込期間中の脱退にあつては、その保険料を払い込んだ年月数により、個人扱被保険者に移行後の脱退にあつては、その経過した年月数により、それぞれ脱退返戻金が支払われる。
6. 利益配当金：脱退返戻金又は死亡保険金(高度障害保険金)を支払う際、利益配当金が支払われる場合がある。
7. 税法上の特典：ア 保険料は、生命保険料控除の対象となる。  
イ 保険金は、相続税法上、法定相続人1人につき50万円まで非課税となる。  
ウ 脱退時受取額から払込保険料累計額及び50万円を控除した金額の2分の1が課税標準となる。
8. 保険金100万円当たりの事例：

経過 年数	25歳加入の場合		35歳加入の場合		50歳加入の場合	
	保険料累計	脱退返戻金	保険料累計	脱退返戻金	保険料累計	脱退返戻金
1年	9,360 <sup>円</sup>	6,500 <sup>円</sup>	15,600 <sup>円</sup>	13,000 <sup>円</sup>	76,320 <sup>円</sup>	71,500 <sup>円</sup>
2	18,720	13,400	31,920	26,500	152,640	146,500
3	28,080	20,600	47,880	40,600	228,960	225,200
4	37,440	28,200	63,840	53,300		307,900
5	46,800	36,300	79,800	70,600	305,280	394,800
10	93,600	82,300	159,600	157,800	381,600	
15	140,400	139,200		264,700		464,900
20	187,200	208,900	239,400	394,800		
25	234,000	293,600	319,200			540,100
30	280,800	394,800		464,900		617,500
				540,100		693,400

(注)死亡率及び将来の利率の変動等により利益配当金が支払われる場合がある。

# 収支予算書総括表

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	一 般 会 計	保 険 会 計	内部取引消去	合 計
<b>事業活動収支の部</b>				
<b>1. 事業活動収入</b>				
基本財産運用収入	150	0	0	150
特定資産運用収入	16,000	0	0	16,000
掛金収入	77,438	0	0	77,438
負担金収入	77,438	0	0	77,438
貸付事業収入	40,555	0	0	40,555
保険事業収入	0	28,657	0	28,657
雑収入	11	1	0	12
<b>事業活動収入合計</b>	<b>211,592</b>	<b>28,658</b>	<b>0</b>	<b>240,250</b>
<b>2. 事業活動支出</b>				
公益事業支出	1,260	0	0	1,260
給付事業支出	220,200	0	0	220,200
厚生事業支出	57,319	0	0	57,319
保険事業支出	0	28,609	0	28,609
管理費支出	55,995	49	0	56,044
<b>事業活動支出合計</b>	<b>334,774</b>	<b>28,658</b>	<b>0</b>	<b>363,432</b>
<b>事業活動収支差額</b>	<b>123,182</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>123,182</b>
<b>投資活動収支の部</b>				
<b>1. 投資活動収入</b>				
特定資産取崩収入	141,322	0	0	141,322
<b>投資活動収入合計</b>	<b>141,322</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>141,322</b>
<b>2. 投資活動支出</b>				
特定資産繰入支出	55,520	0	0	55,520
<b>投資活動支出合計</b>	<b>55,520</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>55,520</b>
<b>投資活動収支差額</b>	<b>85,802</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>85,802</b>
<b>財務活動収支の部</b>				
<b>1. 財務活動収入</b>				
<b>財務活動収入合計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>2. 財務活動支出</b>				
<b>財務活動支出合計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>財務活動収支差額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>予備費支出</b>	<b>5,000</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>5,000</b>
<b>当期収支差額</b>	<b>42,380</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>42,380</b>
<b>前期繰越収支差額</b>	<b>184,907</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>184,907</b>
<b>次期繰越収支差額</b>	<b>142,527</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>142,527</b>

# 一般会計収支予算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
<b>基本財産運用収入</b>	( 150)	( 150)	( 0)	
基本財産利息収入	150	150	0	
<b>特定資産運用収入</b>	( 16,000)	( 16,197)	( 197)	
特定資産利息収入	16,000	16,197	197	
<b>掛金収入</b>	( 77,438)	( 111,157)	( 33,719)	
会員掛金収入	77,438	111,157	33,719	
<b>負担金収入</b>	( 77,438)	( 111,172)	( 33,734)	
市町村等負担金収入	77,438	111,172	33,734	
<b>貸付事業収入</b>	( 40,555)	( 68,732)	( 28,177)	
会員貸付金回収額収入	40,065	67,534	27,469	
会員貸付金利息収入	490	1,198	708	
<b>雑収入</b>	( 11)	( 11)	( 0)	
受取利息収入	10	10	0	
雑収入	1	1	0	
<b>事業活動収入合計</b>	211,592	307,419	95,827	
2. 事業活動支出				
<b>公益事業支出</b>	( 1,260)	( 750)	( 510)	
講演会等開催費用助成金支出	1,260	750	510	
<b>給付事業支出</b>	( 220,200)	( 353,507)	( 133,307)	
会員医療補助金支出	20,660	22,188	1,528	
家族医療補助金支出	10,101	10,970	869	
結婚祝金支出	4,800	5,320	520	
出産祝金支出	8,700	9,300	600	
入学祝金支出	11,000	13,200	2,200	
せん別金支出	140,539	259,879	119,340	
会員特別給付金支出	2,000	5,500	3,500	
弔慰金支出	4,500	5,500	1,000	
家族弔慰金支出	4,300	4,830	530	
非常災害見舞金支出	100	100	0	
長期療養会員見舞金支出	500	600	100	
永年在会祝金支出	13,000	16,120	3,120	
<b>厚生事業支出</b>	( 57,319)	( 32,571)	( 24,748)	
家庭用常備薬等配布費支出	16,200	13,149	3,051	
銀婚慶祝費支出	5,400	6,000	600	
ドック補助金支出	7,800	8,587	787	
スポーツ・文化事業費支出	1,030	960	70	
リフレッシュ事業費支出	2,800	1,575	1,225	
子育て支援事業費支出	1,481	1,169	312	
研修会等参加費用補助金支出	900	1,131	231	
定期健康診断費用助成金支出	8,100	0	8,100	
自己検診事業費支出	13,608	0	13,608	
<b>貸付事業支出</b>	( 0)	( 16,100)	( 16,100)	
会員貸付金支出	0	16,100	16,100	
<b>記念事業支出</b>	( 0)	( 6,275)	( 6,275)	
設立50周年事業費支出	0	6,275	6,275	

<b>管理費支出</b>	( 55,995)	( 50,202)	( 5,793)	
給料支出	20,453	20,235	218	
諸手当支出	13,951	12,962	989	
賃金支出	1	1	0	
退職給付支出	1	1	0	
福利厚生費支出	4,870	4,602	268	
旅費交通費支出	998	945	53	
会議費支出	400	370	30	
通信運搬費支出	940	940	0	
消耗什器備品費支出	50	100	50	
消耗品費支出	370	370	0	
修繕費支出	100	100	0	
印刷製本費支出	900	910	10	
賃借料支出	5,520	5,470	50	
普及費支出	1,700	1,040	660	
委託費支出	5,060	1,530	3,530	
選挙費支出	50	30	20	
食糧費支出	30	30	0	
租税公課支出	15	14	1	
負担金支出	385	351	34	
支払利息支出	1	1	0	
雑支	200	200	0	
<b>事業活動支出合計</b>	<b>334,774</b>	<b>459,405</b>	<b>124,631</b>	
<b>事業活動収支差額</b>	<b>123,182</b>	<b>151,986</b>	<b>28,804</b>	
<b>投資活動収支の部</b>				
<b>1. 投資活動収入</b>				
<b>特定資産取崩収入</b>	<b>( 141,322)</b>	<b>( 86,808)</b>	<b>( 54,514)</b>	
貸倒引当資産取崩収入	800	1,000	200	
責任準備金引当資産取崩収入	140,522	85,808	54,714	
<b>投資活動収入合計</b>	<b>141,322</b>	<b>86,808</b>	<b>54,514</b>	
<b>2. 投資活動支出</b>				
<b>特定資産繰入支出</b>	<b>( 55,520)</b>	<b>( 2,400)</b>	<b>( 53,120)</b>	
退職給付引当資産繰入支出	3,970	2,400	1,570	
責任準備金引当資産繰入支出	51,550	0	51,550	
<b>投資活動支出合計</b>	<b>55,520</b>	<b>2,400</b>	<b>53,120</b>	
<b>投資活動収支差額</b>	<b>85,802</b>	<b>84,408</b>	<b>1,394</b>	
<b>財務活動収支の部</b>				
<b>1. 財務活動収入</b>				
<b>財務活動収入合計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>2. 財務活動支出</b>				
<b>財務活動支出合計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>財務活動収支差額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>予備費支出</b>	<b>5,000</b>	<b>5,000</b>	<b>0</b>	
<b>当期収支差額</b>	<b>42,380</b>	<b>72,578</b>	<b>30,198</b>	
<b>前期繰越収支差額</b>	<b>184,907</b>	<b>257,485</b>	<b>72,578</b>	
<b>次期繰越収支差額</b>	<b>142,527</b>	<b>184,907</b>	<b>42,380</b>	

(注) 1 借入金限度額: 30,000,000円

2 債務負担額: 0

# 一般会計正味財産増減予算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	予 算 額	前年度見込額	増 減	備 考
一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益の部				
基本財産運用益	150	150	0	
特定資産運用益	16,000	16,197	197	
受取掛金	77,438	111,157	33,719	
受取負担金	77,438	111,172	33,734	
貸付事業収益	490	1,198	708	
雑収益	11	11	0	
引当金等取崩額	800	1,000	200	
経常収益計	172,327	240,885	68,558	
(2) 経常費用の部				
公益事業費	1,260	750	510	
給付事業費	131,211	153,627	22,416	
厚生事業費	57,319	32,571	24,748	
貸付事業費	0	16,100	16,100	
記念事業費	0	6,275	6,275	
管理費	59,917	52,601	7,316	
予備費	5,000	5,000	0	
経常費用計	254,707	266,924	12,217	
当期経常増減額	82,380	26,039	56,341	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益の部				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用の部				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	82,380	26,039	56,341	
一般正味財産期首残高	250,053	276,092	26,039	
一般正味財産期末残高	167,673	250,053	82,380	
指定正味財産増減の部				
基本財産運用益	150	150	0	
一般正味財産への振替額	150	150	0	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	10,000	10,000	0	
指定正味財産期末残高	10,000	10,000	0	
正味財産期末残高	177,673	260,053	82,380	

# 一般会計予定貸借対照表

(平成22年度末推計)

(単位:千円)

科 目	予 算 額	前年度見込額	増 減	備 考
資産の部				
1.流動資産				
普 通 預 金	42,527	84,907	42,380	
定 期 預 金	100,000	100,000	0	
流 動 資 産 合 計	142,527	184,907	42,380	
2.固定資産				
(1)基本財産				
基 本 財 産 信 託 金	10,000	10,000	0	
基 本 財 産 合 計	10,000	10,000	0	
(2)特定資産				
退 職 給 付 引 当 資 産	50,270	46,300	3,970	
貸 倒 引 当 資 産	500	1,300	800	
責 任 準 備 金 引 当 資 産	973,028	1,062,000	88,972	
特 定 資 産 合 計	1,023,798	1,109,600	85,802	
(3)その他の固定資産				
会 員 貸 付 金	25,000	65,065	40,065	
電 話 加 入 権	146	146	0	
そ の 他 の 固 定 資 産 合 計	25,146	65,211	40,065	
固 定 資 産 合 計	1,058,944	1,184,811	125,867	
資 産 合 計	1,201,471	1,369,718	168,247	
負債の部				
1.流動負債				
流 動 負 債 合 計	0	0	0	
2.固定負債				
退 職 給 付 引 当 金	50,270	46,347	3,923	
貸 倒 引 当 金	500	1,301	801	
責 任 準 備 金	973,028	1,062,017	88,989	
固 定 負 債 合 計	1,023,798	1,109,665	85,867	
負 債 合 計	1,023,798	1,109,665	85,867	
正味財産の部				
1.指定正味財産				
寄 附 金	10,000	10,000	0	
指 定 正 味 財 産 合 計	10,000	10,000	0	
(うち基本財産への充当額)	10,000	10,000	0	
(うち特定財産への充当額)	0	0	0	
2.一般正味財産	167,673	250,053	92,380	
(うち基本財産への充当額)	0	0	0	
(うち特定財産への充当額)	0	0	0	
正 味 財 産 合 計	177,673	260,053	82,380	
負 債 及 び 正 味 財 産 合 計	1,201,471	1,369,718	168,247	

# 保険会計収支予算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
<b>保険事業収入</b>	( 28,657)	( 31,875)	( 3,218)	
保 険 料 収 入	1,737	4,206	2,469	
保 険 金 収 入	10,000	10,000	0	
脱 退 金 収 入	16,872	17,608	736	
取 扱 手 数 料 収 入	48	61	13	
<b>雑収入</b>	( 1)	( 1)	( 0)	
受 取 利 息 収 入	1	1	0	
事業活動収入合計	28,658	31,876	3,218	
2. 事業活動支出				
<b>保険事業支出</b>	( 28,609)	( 31,814)	( 3,205)	
保 険 料 支 出	1,737	4,206	2,469	
保 険 金 支 出	10,000	10,000	0	
脱 退 金 支 出	16,872	17,608	736	
<b>管理費支出</b>	( 49)	( 62)	( 13)	
賃 借 料 支 出	49	62	13	
事業活動支出合計	28,658	31,876	3,218	
事業活動収支差額	0	0	0	
投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動支出合計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
投資活動支出合計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入合計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出合計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
予備費支出	0	0	0	
当期収支差額	0	0	0	
前期繰越収支差額	0	0	0	
次期繰越収支差額	0	0	0	

(注) 1 借入金限度額:0  
2 債務負担額:0